

受理年月日	令和2年3月11日	付託年月日	令和2年3月12日	所管委員会	総務財政委員会
番 号	2 年 請 願 第 4 号				
件 名	自衛官募集のための住民基本情報提供の1年間の実施延期について				
請 願 者	東区香椎浜二丁目7-1-503 大津 啓 外 3人				
紹介議員	荒木(筆頭)、森(あ)				
分割付託	なし				
要 旨	<p>市長が今年1月6日に自衛官募集のために18歳などの市民の住民基本情報を一括提供する方針を示して以降、市は1月31日に市個人情報保護審議会に諮問、2月7日に同審議会の目的外利用等審査部会を開催、2月14日に同審議会からの答申を受理、2月18日に総務財政委員会で報告と、過密スケジュールで手続を強行し、今年4月からの実施に向けて準備を進めています。</p> <p>同答申では、毎年度、情報の提供に先立って、公益上の必要性に関する説明を含めた市民への周知を行い、自己の情報を提供してほしくない旨の意思表示を行った市民については、提供する情報から除外する措置を講じることとしています。総務財政委員会でも、議員からは、市政だよりとホームページで周知するという市の計画では不十分だとして、ダイレクトメールやSNSでの周知を求める意見が出されましたが、市はその検討をしようとしていません。これは、個人情報の保護に関する法律第23条や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条に定める、本人の同意なしに個人情報を第三者へ提供してはならないという趣旨に違反しています。</p> <p>また、同答申では、提供する情報の取扱いについては、目的外利用の禁止等の情報管理の徹底及び事務終了後の確実な廃棄並びにこれらの実施状況に関する報告を書面で求めるなど、個人情報保護の観点から厳格な措置を講じることとしています。今まで閲覧、書き写しされてきた個人情報の取扱いも含めて、市民に対して納得のいく説明はなされていません。</p> <p>自衛官募集事務への協力は義務ではなく、そもそも住民基本台帳の閲覧すら断っている自治体や、対象者を抽出した上で閲覧のみをさせている自治体もあると聞いています。地方自治体の役割は住民の福祉の増進を図ることであり、その中に当然、住民の個人情報保護も含まれているはずです。市が自衛隊の事務作業の効率化を配慮する必要はありません。個人情報保護は憲法第13条にも関わる問題であり、市長自ら市民へ直接説明し、パブリックコメントなどを活用して市民の声を聞く必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>そもそも、今年1月にシステム改修が済んだからといって、なぜ4月から住民基本情報の提供をしようとするのでしょうか。なぜ実施を1年間延期し、市民や議会の声聞きながら制度設計することができないのでしょうか。ましてや今、市は新型コロナウイルス感染症対策を最優先させており、危機管理の部署を抱える市民局が提供を急ぐ理由はどこにもないはずです。</p> <p>よって、以下の事項を請願します。</p> <p>1. 自衛官募集のための住民基本情報提供に関する予算執行を停止し、実施を1年間延期した上で、住民基本情報提供の方針について市民への周知を徹底し、理解を得るために最大限努力すること。</p>				
審 査	令和 年 月 日	結 果	委員会 令和 年 月 日		
年 月 日	令和 年 月 日		本会議 令和 年 月 日		
	令和 年 月 日				

2020年3月11日

福岡市議会議長 阿部真之助 様

請願者 〒813-0016 福岡市東区香椎浜 2-7-1-503

大津 啓

[Redacted text block]

第357号  
-2.3.11  
議事課

## 自衛官募集のための名簿提供について 一年間の実施延期を求める請願

### 【請願趣旨】

1月6日(月)に高島市長が自衛官募集のために18歳などの名簿を一括提供する方針を示して以降、市は、▼1月31日(金)個人情報保護審議会へ諮問、▼2月7日(金)同審議会の目的外利用等審査部会を開催、▼2月14日(金)同審議会からの答申を受理、▼2月18日(火)市議会の総務財政委員会で報告と、過密スケジュールで手続きを強行し、新年度4月からの実施に向けて準備を進めています。

さて、個人情報保護審議会の結論の(3)では、「毎年度、情報の提供に先立って、公益上の必要性に関する説明を含めた市民への周知を行い、自己の情報を提供してほしくない旨の意思表示を行った市民については、提供する情報から除外する措置を講ずること」としています。先月18日(火)の総務財政委員会の中でも「市政だよりとホームページで周知する」という市の計画について、議員からは「それでは周知が不十分」だとして、DMやSNSでの周知を求める意見が出されていましたが、市はその検討をしようとしていません。これは、個人情報保護法第23条や行政機関個人情報保護法第8条が定めている「本人の同意なしに第三者へ提供してはならない」という趣旨に違反しています。

また、同審議会の結論の(2)では、「提供する情報の取扱いについては、目的外利用の禁止等の情報管理の徹底及び事務終了後の確実な廃棄並びにこれらの実施状況に関する報告を書面で求めるなど、個人情報保護の観点から厳格な措置を講ずること」としていますが、今まで閲覧・書き写しされてきた個人情報の取扱いも含めて、市民に対して納得のいく説明はなされていません。

自衛官募集事務への協力は「義務」ではなく、そもそも閲覧すら断っている自治体や、名簿抽出を行ったうえで閲覧のみさせている自治体もあると聞いています。地方自治体の役割は「住民の福祉の増進を図る」ことであり、そのなかに当然、住民の個人情報保護も含まれているはずですが、市が自衛隊の事務作業の効率化を配慮する必要はありません。個人情報保護は、憲法第13条にも関わる問題であり、高島市長みずから市民へ直接説明し、パブリックコメントなどを活用して、市民の声を聞く必要があるのではないのでしょうか？

そもそも、今年1月にシステム改修が済んだからといって、なぜ今年4月から名簿提供しようとするのでしょうか？なぜ実施を一年延期し、市民や議会の声を聞きながら制度設計することができないのでしょうか？ましてや、いま福岡市は新型コロナウイルス対策を最優先にさせており、危機管理の部署を抱える市民局が、この名簿提供を急ぐ理由はどこにもないはずですが。

よって、自衛官募集のための名簿提供の実施について、以下のとおりお願いいたします。

### 【請願項目】

自衛官募集のための名簿提供に関する予算執行を停止し、実施を一年間延期したうえで、名簿提供の方針について市民への周知を徹底し、理解を得るために最大限の努力をしてください。